

大規模健康診断を緊急事態宣言下を実施することの是非について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年6月13日)

京都大学では伝統的に大人数の学生等を、いくつかの限定された会場に集めて延々と並ばせ、限られた時間・期間内において健康診断を実施してきました。

もちろんこの種の健康診断自体は他の大学や企業などでも、今まで類似した方式で行ってきたものではありません。

またその内容が比較的形式的なものに過ぎないという点は、法的に義務付けられている健康診断を最低限行っているという性質上やむをえないものかと思われます。

しかしながら、大学において行う健康診断が、学内の衛生上の専門組織が主として携わって感染対策を徹底的に行っているからといって、緊急事態宣言が解除すらされていない中、大人数を一か所に集めて実施することには疑問が残ります。

人数制限を行うといってもその人数など具体的な内容は明記されていません。

そもそも4月初頭のような緊急事態宣言解除中であっても、問題の構造は同様と思われます。各所が各種の対策をした上でなお、感染は増え続けたわけですから。

少なくとも、何らかの別の方式をとることは検討されなかったのでしょうか？

例えば、期間と時間を定めずに年度内に適宜構内の診療所にて定員制・予約制で行う、あるいは学外のかかりつけ医で個々人で行う、などが考えられます。

ただ、後者の場合は費用の負担で個人差が発生しますが、これに対し柔軟に対応できる組織ではないだろうということは想像に難くありません。

現状では感染リスクが気になる場合は Web 問診票のみでも可、となっていますが、これについても別の疑問が湧かざるを得ません。

一つ、リスクを気にしないのであれば問題はないというように読めます。

気にしないなら～ということなら、そもそも感染しようともそれを伝染させようが問題はなくなります。個人の選好の問題に帰すべきことでしょうか。

二つ、Web 問診を選択した場合と実際に健診を受けた場合では、当然ながら内容に差があります。

前者はリスクを回避する選択をしたのだから乏しい健診内容となり、後者は敢えてリスクを冒したのだから相応の健診内容となる……それでよいのでしょうか。

ただしこれは、性急に対面授業を求めるような類の意見ではなく、むしろ前者のような方法の機会と内容の技術的運用的改良の可能性を探るものです。

大規模といえばワクチンの大規模接種が加速している現状ですが、国が主導するそれに問題がないのだからこちらも問題はない、といった類の回答や、あるいはいつもよく見かける

「貴重なご意見ありがとうございました、今後の参考にします」系の回答が予想されます。しかし、せっかく学問の府なのですから、資金的・人的・資源的制約があることは分かっていますので、頭を使って問題に取り組んでいけないものでしょうか。今まで何かの効率の名の下に容認されてきたことが、ようやくその内実を検討される時のように思われます。

【回答】(回答日:2021年6月22日)

(回答部署:環境安全保健機構)

ご意見ありがとうございます。

大学では、引き続き、また変異する新型コロナウイルス感染症に対応できる策を、常時検討しつつ様々な行事が実施できるよう努めております。

6月の健康診断については、本来毎年度予定されている期間ではありませんが、4月の極端な密をさけるため、受検機会を後ろ倒しし、実施しているものです。従前であれば2回生以上は、複数の研究科で半日単位を基礎として実施をしているところ、1日に時間を延ばし、時間的にもできる限りの余裕をとれるようにしました。4月同様に、分散受検をお願いすることとなったため、通知日程表のとおり、生年月日により半数程度となるよう調整しています。

なお、4月の学生一般定期健康診断会場におきましても、おかげさまで感染者を出すことなく終了いたしました。本学での受検に代わる方法についても、議論には上がりましたが、様々な点から検討を行い、学生の利益とリスクを検討した結果、今年度の健康診断の形となっています。

4月にまして、会場内へ入場する受検者の人数を制限し、安全に行えるよう実施してまいります。

引き続き、健康管理部門では皆様へのサービス提供の向上に努めて参りますので、ご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。